

令和 5 年分

会計	繰越	検算	転記		
(印)	(印)	✓	(印)	(印)	○

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

(その1)

(年 月 日開催分)

収 支 報 告 書

(ふりがな)

1 政治団体の名称

〒 553-0003

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

かんさいせいせいけんきゅうかい

関西再生研究会

大阪府大阪市福島区福島 5-9-3-1503

矢野 隆司

八百原 聖行

政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☐ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

(電話) 八百原 聖行
06-6440-4750

(電話)

資金管理団体の指定の有無

☒ 有☐ 無

公職の種類 衆 議 院 議 員 (現 ・ 候)

(選挙区) 近畿比例区 選挙区

資金管理団体の届
出をした者の氏名 矢野 隆司

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 矢野 隆司

公職の種類 衆 議 院 議 員 (現 ・ 候)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
		R		

0276

101170

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,933,683
(前年からの繰越額)	5,933,634
(本年の収入額)	49
支 出 総 額	387,754
翌年への繰越額	5,545,929

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	49	
	合 計	49	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	33,333		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
(4) 事 務 所 費	283,691		
小 計	317,024	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	70,730		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	70,730	0	
合 計	387,754		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	事務所家賃1月分	20,000	R5/1/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
2	事務所家賃2月分	20,000	R5/2/24	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
3	事務所家賃3月分	20,000	R5/3/24	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
4	事務所家賃4月分	20,000	R5/4/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
5	事務所家賃5月分	20,000	R5/5/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
6	事務所家賃6月分	20,000	R5/6/23	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
7	事務所家賃7月分	20,000	R5/7/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
8	事務所家賃8月分	20,000	R5/8/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
9	事務所家賃9月分	20,000	R5/9/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
10	事務所家賃10月分	20,000	R5/10/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
11	事務所家賃11月分	20,000	R5/11/24	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
12	事務所家賃12月分	20,000	R5/12/25	(株)大成機工インターナショナル	大阪市北区梅田1丁目1番3-2700号	
	その他の支出	43,691				
	合 計	283,691				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費・交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	交通費	40,250	R5/11/27	エムケイ(株)	京都市南区西九条東島町63-1	
2	交通費	20,480	R5/12/21	エムケイ(株)	京都市南区西九条東島町63-1	
そ の 他 の 支 出						
合 計		60,730				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
そ の 他 の 支 出		10,000				
合 計		10,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 26 日

政治団体の名称 関西再生研究会

会計責任者の氏名 八百原 聖行

解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

2024 年 1 月 26 日

関西再生研究会
代表 矢野 隆司 殿

登録政治資金監査人

坂 宣 永 

登録番号 第5675号

研修了年月日 2020年10月2日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、関西再生研究会の2023年1月1日から2023年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、関西再生研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下の通りである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出はなかった。

3 業務制限

関西再生研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、関西再生研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上